

# 令和5年3月 市長定例記者会見

【日 時】令和5年3月14日(火)  
午前11時から

【会 場】迫公民館 2階大会議室

## 《 次 第 》

### 1 開 会

### 2 発表事項

(1) ポーランド共和国に対する人道支援寄附金口座の開設期間延長及び寄附金の送金(第11回)について 資料1・・・P1

(2) 柳津小学校及び横山小学校の閉校式並びに津山小学校の開校式について 資料2・・・P2～3

(3) 学校法人三幸学園「小田原短期大学登米スクール」の卒業式について 資料3・・・P4

(4) 水道料金・下水道使用料の改定について 資料4・・・P5～8

(5) し尿収集運搬処分手数料の改定について 資料5・・・P9

### 3 その他

(1) 行事等について 資料6・・・P10

### 4 閉 会

総務部市長公室





## ポーランド共和国に対する人道支援寄附金口座の開設期間延長 及び寄附金の送金（第11回）について

本市では、ポーランド共和国に対する人道支援寄附金口座を開設し、寄附金を受け付けているところですが、現在のウクライナ避難民の状況を踏まえ、口座開設期間を令和5年6月30日まで延長します。

また、第11回送金分として、令和5年3月13日に、寄附金118,000円を、ポーランド共和国の避難民救援活動を支援している団体の寄附金口座に送金しました。

### 1 口座開設期間

現 行：令和4年4月14日から令和5年3月31日まで

延長後：令和4年4月14日から令和5年6月30日まで

### 2 口座開設期間延長の理由

ポーランド共和国の避難民救援活動を支援している団体の情報によると、戦争の長期化で、ポーランドにとどまらざるを得ない避難民も多く、更なる支援が必要な状況にあるとのことです。

こうした状況を踏まえ、避難民の方々を支援するため、口座開設期間を延長するものです。

### 3 第11回送金予定日及び送金予定額

(1) 送 金 日：令和5年3月13日（月）

(2) 送 金 額：118,000円（令和5年2月1日から2月28日までの受付分）

※ 第1回からの送金額の合計は、8,671,694円となります。

第1回送金（5月17日）	4,682,420円
第2回送金（6月10日）	2,101,220円
第3回送金（7月12日）	574,144円
第4回送金（8月12日）	75,805円
第5回送金（9月13日）	36,760円
第6回送金（10月14日）	43,000円
第7回送金（11月14日）	112,000円
第8回送金（12月16日）	380,072円
第9回送金（1月16日）	532,273円
第10回送金（2月13日）	16,000円
<b>第11回送金（3月13日）</b>	<b>118,000円</b>
合 計	8,671,694円

### 4 送金先

駐日ポーランド共和国大使館から寄附先として紹介された、ポーランド共和国の避難民救援活動を支援している社会福祉法人福田会の寄附金口座

### 5 担当部署

総務部市長公室

電 話：0220-22-2090

F A X：0220-22-9164

## 柳津小学校及び横山小学校の閉校式並びに 津山小学校の開校式について

### 1 概 要

本市の将来的な児童生徒数の見通しを踏まえ、学習及び教育環境の整備を図ることを目的として、津山地域の小学校を再編するもので、令和5年3月をもって閉校する柳津小学校及び横山小学校の閉校式並びに令和5年4月に設置する津山小学校の開校式を開催します。

### 2 主催、主管

登米市、登米市教育委員会

### 3 出席予定者

#### (1) 閉校式

柳津小学校 来賓（登米市議会議長ほか46人）、児童、保護者、教職員

横山小学校 来賓（登米市議会議長ほか44人）、児童、保護者、教職員

#### (2) 開校式

来賓（登米市議会議長ほか56人）、児童、保護者、教職員

### 4 式典

#### (1) 柳津小学校及び横山小学校閉校式

学 校 名	柳津小学校	横山小学校
開催日(共通)	令和5年3月18日(土)	
開 式 時 刻	午前9時30分 (受付：午前9時00分～)	午後1時30分 (受付：午後1時00分～)
会 場	柳津小学校体育館	横山小学校体育館
式次第(共通)	1 開 式 宣 言 2 国 歌 斉 唱 3 式 辞 登米市長 4 校 長 あ い さ つ 各小学校長 5 御 来 賓 あ い さ つ 登米市議会議長、 各小学校PTA会長 6 来 賓 ・ 電 報 紹 介 7 児 童 代 表 の こ と ば 8 校 歌 斉 唱 9 校 旗 返 納 10 閉 校 宣 言 11 閉 式 宣 言	

※式典の時間は約50分を予定。終了後に各校で「感謝の会」を開催予定

(2) 津山小学校開校式

開催日	令和5年4月7日(金)
開式時刻	午前10時00分 (受付:午前9時30分~)
会場	津山小学校体育館(現横山小学校体育館)
式次第	1 開式宣言 2 国歌斉唱 3 開校宣言 4 校旗授与 5 式辞 登米市長 6 校長あいさつ 津山小学校長 7 祝辞 登米市議会議長 8 来賓・電報紹介 9 児童代表のことば 10 校歌斉唱 11 閉式宣言

※式典の時間は45分程度

- 5 担当部署 教育委員会教育部学校再編推進室  
電話:0220-34-2679  
FAX:0220-34-2504

## 学校法人三幸学園「小田原短期大学登米スクール」の卒業式について

- 1 概 要 本市と令和2年12月22日に「小田原短期大学保育学科通信教育課程登米スクールの開設に関する協定」を締結した学校法人三幸学園が、令和3年度4月に開設した小田原短期大学登米スクール1期生の令和4年度卒業式を飛鳥未来きずな高等学校登米本校にて実施するもの。
  
- 2 日 時 令和5年3月19日（日）午前10時00分～10時30分
  
- 3 場 所 小田原短期大学 登米スクール  
（飛鳥未来きずな高等学校 登米本校内）  
登米市米山町中津山字筒場塚 215 番地
  
- 4 卒業式に関する問い合わせ先  
担当：小田原短期大学 通信教育部 河原 行雄  
電話：0465-22-0285
  
- 5 担当部署 産業経済部地域ビジネス支援課  
電 話：0220-34-2706  
F A X：0220-34-2802

## 水道料金・下水道使用料の改定について

水道事業の健全な経営基盤を構築し、将来にわたり安全な水道水を安定して供給する体制の継続を図ることから、水道料金の改定を行います。

また、下水道事業では健全な経営基盤を構築し安定したサービスの提供と利用者負担の適正化を図ることから、下水道使用料の改定を行います。

### 1 水道料金の改定について

#### (1) 料金改定の理由

##### ① 水道料金収入の減少

ア 人口減少、節水機器の普及及び節水意識の高まりなどにより、1日当たりの平均給水量は平成23年度をピークに減少している。

イ 水需要の減少により料金収入は、平成24年度の21.4億円をピークに減少し、令和3年度には20.6億円（約0.8億円減）まで減少している。

ウ 今後はさらに人口減少が予測されており、料金収入は更に減少する見込み。

##### ② 水道施設の老朽化や耐震化への対応

ア 多くの水道施設で老朽化が進行し更新需要が増大している。

イ 自然災害が頻発、激甚化する状況において、災害に強い水道を目指し水道管の耐震化を進める必要がある。

ウ 水道水の安定供給を図るため、基幹施設の更新を計画的に実施する必要があるため多額の更新費用が見込まれている。

#### (2) 料金改定の内容

① 平均改定率 … 15%

② 料金改定時期 … 令和5年10月分から

##### ③ 料金体系等について

ア 現行の料金体系における一般家庭（小口径）への負担抑制を維持する料金改定とする。

イ 基本料金は、利用者が公平に負担するものとして、基本的に現行単価に一律15%を上乗せする改定とする。

ウ 従量料金は、逓増性を維持し逓増度を緩やかにするため、一定の金額（18円：税抜）を上乗せする。

水道料金表（税込み） 【令和5年10月分から】 《平均改定率：15%》 単位：円

メーター口径 (mm)	基本料金			従量料金（1 m <sup>3</sup> あたりの料金）			
	現行	改定後	増加額	水量区分	現行	改定後	増加額
13 20	1,320	1,540	220	1～10	147	168	21
				11～50	257	277	20
				51～	267	287	20
25	24,200	27,830	3,630	1～100	162	181	19
30	33,000	37,950	4,950	101～400	178	198	20
40	38,500	44,330	5,830	401～	199	218	19
50	110,000	126,500	16,500	1～500	162	181	19
75	176,000	202,400	26,400	501～2,000	189	209	20
				2,001～	210	229	19
100	1,320,000	1,518,000	198,000	1～10,000	—	—	—
				10,001～15,000	100	119	19
				15,001～25,000	110	129	19
				25,001～	120	139	19

(3) その他

- ① 本市における水道料金の改定は、消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う料金改定を除けば初めての改定である。
- ② メーター口径 13 mm・20 mmで月 20 m<sup>3</sup>使用した場合の料金（税込み）は、現行の 5,360 円から 630 円増の 5,990 円となる。

2 下水道使用料の改定について

(1) 使用料改定の理由

- ① 人口減少に伴う下水道使用料の減少
  - ア 下水道使用料収入は新規接続者の増加により微増で推移していたが、令和5年度で公共下水道事業が概ね面整備が終了し新規接続者は減少する見込み。
  - イ 今後も人口減少の影響や節水型機器の普及により、下水道使用料が減少する見込み。
- ② 施設の老朽化への対応
 

市内に 28 箇所ある汚水処理施設等が老朽化し、施設の更新や長寿命化対策のため建設改良費の増加が見込まれている。
- ③ 一般会計繰入金金の増加
  - ア 年度当たり約 20 億円前後で推移し、今後も同程度で推移する見通し。
  - イ 基準外繰入金は、令和2年度の地方公営企業法適用後、約 6.3 億円から 7.1 億円で推移し、令和9年度には9億円を超える見込み。



ウ 水洗化率が低く使用料収入が伸びないこと、小規模な処理場が多いことにより経費が多額となっていること等から、令和3年度の維持管理費に係る経費回収率は80.6%にとどまり、使用料収入では汚水処理費用のうち維持管理費分も賄えていない状況である。

エ 不足する財源は、一般会計繰入金により補填を行っていることから、今後増加する見通し。

(2) 使用料改定の内容

① 平均改定率

17% (激変緩和措置期間：令和5年10月分から令和6年9月分まで)

33% (令和6年10月分から)

② 使用料改定時期

・平均改定率17%(激変緩和措置期間)

…令和5年10月分から令和6年9月分まで

・平均改定率33% … 令和6年10月分から

③ 使用料体系等について

ア 独立採算制を基本とする公営企業として、第1段階とし、維持管理費に係る経費回収率100%を目指した使用料改定とする。

イ 公平な負担確保のため基本水量制を廃止。(これまでは基本使用料に基本水量10m<sup>3</sup>を含む)

ウ 10m<sup>3</sup>使用時に基本使用料を含めた使用料(税抜)が、平均改定率33%になるよう従量使用料を設定。

エ 激変緩和措置として、令和5年10月分から令和6年9月分までの一年間、基本使用料を含めた使用料が平均改定率17%になるよう従量使用料を改定。

下水道使用料表(税込み)

(令和5年10月分から令和6年9月分まで：激変緩和措置期間)

《平均改定率：17%》

単位：円

基本使用料			従量使用料(1m <sup>3</sup> あたりの使用料)			
現行	改定後	増加額	汚水の排出量 による区分	現行	改定後	増加額
1,571	1,573	2	1m <sup>3</sup> ～10m <sup>3</sup>	0	26	26
			11m <sup>3</sup> ～20m <sup>3</sup>	157	191	34
			21m <sup>3</sup> ～50m <sup>3</sup>	168		23
			51m <sup>3</sup> ～100m <sup>3</sup>	173	201	28
			101m <sup>3</sup> ～200m <sup>3</sup>		204	31
			201m <sup>3</sup> ～400m <sup>3</sup>	178		26
			401m <sup>3</sup> ～		214	36

下水道使用料表（税込み）

（令和6年10月分から）

《平均改定率：33%》

単位：円

基本使用料			従量使用料（1 m <sup>3</sup> あたりの使用料）			
現行	改定後	増加額	汚水の排出量 による区分	現行	改定後	増加額
1,571	1,573	2	1 m <sup>3</sup> ～ 10 m <sup>3</sup>	0	50	50
			11 m <sup>3</sup> ～ 20 m <sup>3</sup>	157	217	60
			21 m <sup>3</sup> ～ 50 m <sup>3</sup>	168		49
			51 m <sup>3</sup> ～ 100 m <sup>3</sup>	173	228	55
			101 m <sup>3</sup> ～ 200 m <sup>3</sup>			59
			201 m <sup>3</sup> ～ 400 m <sup>3</sup>	178	232	54
			401 m <sup>3</sup> ～			66

（3）その他

- ① 本市における下水道使用料の改定は、消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う使用料改定を除けば平成22年4月以来の改定である。
- ② 月20 m<sup>3</sup>排出した場合の使用料（税込み）は、現行の3,141円から激変緩和措置期間では602円増加の3,743円、激変緩和措置期間経過後では、1,102円増の4,243円となる。

3 担当部署 上下水道部経営総務課  
電 話：0220-52-3313  
F A X：0220-52-3316

## し尿収集運搬処分手数料の改定について

将来にわたり安定した、し尿処理サービスの提供と受益者負担の適正化を図るため、し尿収集運搬処分手数料の改定を行います。

### 1 手数料改定の理由

- (1) 衛生センター運営に係る全ての経費のうち、し尿処理に要する経費について、手数料収入により確保することとし、経費回収率 100%を目指す。
- (2) し尿処理に係る受益者の負担を明確にする。

### 2 手数料改定の内容

項 目	10L 当たり単価	現行との 差額	改定率	算定期間
現 行	67 円	—	—	H26 年 4 月～R5 年 9 月
改 定 後	125 円	58 円	86.6%	R6 年 10 月～R9 年 3 月
激変緩和措置	96 円	29 円	43.3%	R5 年 10 月～R6 年 9 月

### 3 手数料改定の考え方

<b>経 費</b> (R5～R8 の合計)  9 億 1,676 万円 ・ 収集運搬費 ・ 人件費 ・ 施設管理委託料 ・ 修繕費(資産価値を 上げる修繕を除く) 等	=	<b>不足分</b> 4 億 2,546 万円 (増額改定分)  <b>現行手数料収入</b> 4 億 9,130 万円
---	---	---

- 4 担当部署 市民生活部環境事業所衛生センター  
 電 話 : 0220-58-2064  
 F A X : 0220-58-2646

資料 6

開催日	イベント名	開催時間	開催場所	問合せ先
17日(金)	災害時における電動車両及び給電装置の貸与に関する協力協定締結式(車両による給電デモンストラーション含む)	14:00～	迫庁舎 3階第4委員会室 ・正面玄関	総務部防災危機対策室 0220-23-7393
18日(土)	柳津小学校閉校式	9:30～	柳津小学校体育館	教育委員会教育部学校再編推進室 0220-34-2679
3月	横山小学校閉校式	13:30～	横山小学校体育館	教育委員会教育部学校再編推進室 0220-34-2679
19日(日)	学校法人三幸学園「小田原短期大学登米スクール」卒業式	10:00～	小田原短期大学 登米スクール(飛鳥未来きずな高等学校 登米本校内)	小田原短期大学通信教育部 0465-22-0285 産業経済部地域ビジネス支援課 0220-34-2706
21日(火)	伊豆沼・内沼クリーンキャンペーン	8:30～	伊豆沼・内沼サンクチュアリセンター	市民生活部環境課 0220-58-5553